

袋井市多文化共生・国際交流活動支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市民の多文化共生意識の醸成及び地域の活性化を図ることを目的として、多文化共生・国際交流活動を行う団体等（以下「活動団体」という。）に対し、予算の範囲内において袋井市多文化共生・国際交流活動支援交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金等交付規則（平成17年袋井市規則第47号）及びこの告示の定めるところによる。

(交付の対象事業)

第2条 この告示において、交付の対象となる事業は、多文化共生・国際交流の推進に向けて、日本人と外国人の相互理解を図る事業であり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 異文化理解を促進する事業
- (2) 海外との交流を推進する事業
- (3) 外国人市民の生活支援に関する事業
- (4) その他市長が必要と認めた事業

(交付の対象経費)

第3条 交付の対象は、活動団体が行う次の各号のいずれにも該当する多文化共生・国際交流活動事業に要する経費（以下「交付対象経費」という。）とする。

- (1) 市内で実施する新規事業であること。
- (2) 市民が主たる参加者となる事業であること。
- (3) 市民を対象に広く参加を募り、特定の個人又は団体のみを対象としない事業であること。
- (4) 交付金の交付を受けようとする年度の2月末日までに完了する事業であること。
- (5) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としない事業であること。
- (6) 国、地方公共団体又はそれらの関係団体から補助金等の交付を受けていない事業であること。ただし、他の補助金等を利用する団体であっても、補助を受ける経費を控除した額は対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、交付の対象としない。

- (1) 活動団体の構成員に対する人件費、謝礼、旅費及び食糧費その他運営に要する経費
 - (2) 特定の個人等に対する給付経費その他これに類する経費
 - (3) 不動産及びその従物の取得に要する経費
 - (4) 施設等の建設又は整備に要する経費
 - (5) 取得価格又は評価額が10万円以上の物品の取得に要する経費
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費
- (交付金の額)

第4条 交付金の額は、交付対象経費の実支出額と総事業費から参加費、寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、いずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1事業につき5万円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業開始の7日前までに、多文化共生・国際交流活動支援交付金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 多文化共生・国際交流活動支援交付金申請団体概要書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知及び交付金の交付)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付の決定を行い、多文化共生・国際交流活動支援交付金交付決定通知書（様式第3号）に必要な条件を付して申請者に通知し、交付金を交付する。

(変更の承認申請)

第7条 交付金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、事業を変更（軽微な変更を除く。）し、又は中止しようとするときは、あらかじめ多文化共生・国際交流活動支援交付金変更承認申請書（様式第4号）に、市長が必要と認める書類を添えて市長へ提出し、承認を得なければならない。

(変更決定の通知)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは変更の決定を行い、多文化共生・国際交流活動支援交付金交付額変更決定通知書（様式第5号）により交付対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付対象者は、事業が完了したときは、15日以内に、多文化共生・国際交流活動

支援交付金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 交付対象経費の支出に係る領収書等の写し
- (2) 事業の様子が分かる写真等
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付金の額を確定し、多文化共生・国際交流活動支援交付金交付確定通知書（様式第7号）により交付対象者に通知するものとする。

(決定の取消し及び通知)

第11条 市長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、多文化共生・国際交流活動支援交付金交付額決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(交付金の返還)

第12条 市長は、前条の規定による交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付対象者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した交付金については、第11条及び第12条の規定は、同日後もなおその効力を有する。